

平成30年3月23日
大臣官房官庁営繕部
計画課、整備課

営繕工事で施工段階の関係者間調整を円滑化
～ 手待ち時間の発生を防止し、生産性向上を進めます ～

国土交通省官庁営繕部では、生産性向上を推進するべく、今後発注手続きを開始する営繕工事で、工事の各工程における関係者間調整^{※1}を円滑化し、現場への指示等^{※2}を適時に行えるよう、発注者として実施する事項を取りまとめ、地方支分部局に通知しました。

※1：発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

※2：工事受注者に対する発注者の指示または承諾

現場への指示等が遅れると現場に手待ち時間が発生し、生産性が低下します。営繕工事では、現場への指示等に当たって、関係者間調整が必要となる場合が多いため、既に実施中の取組を含め、関係者間調整の円滑化のために発注者として実施する事項を取りまとめ、地方支分部局に通知しました。また、必要に応じて工事受注者等が工事着手前に関係者間調整の準備をすることができるよう、契約の締結から工事着手までの期間を確保する余裕期間制度を更に積極的に活用することも通知しました。（別紙参照）

■ 関係者間調整を円滑化するため、発注者として実施する事項

- 設計意図を遅滞なく設計者から工事受注者等に伝達するため、設計意図伝達業務^{※3}において、検討期限を遵守することなどを契約事項とする。
※3：施工段階で行う設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等を行う業務
- 納まり等の調整^{※4}を効率化するため、各種ツールを活用した取組^{※5}を促進する。
※4：工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整
※5：必要に応じた「総合図作成ガイドライン」（（公社）日本建築士会連合会作成）の参照、BIM活用促進
- 関係者間での情報共有や検討等を迅速化するため、関係者が一堂に会する会議の早期開催に努めるほか、情報共有システムの活用を促進する。

<添付資料>

別紙：営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について
別添1：営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化（概要）
別添2：営繕工事における働き方改革の取組（参考資料）

【問い合わせ先】 国土交通省大臣官房官庁営繕部

計画課 榊 陽一（余裕期間制度活用）

代表：03-5253-8111（内線23223）

直通：03-5253-8234

FAX：03-5253-1542

整備課 山北 孝治（全般）

代表：03-5253-8111（内線23416）

直通：03-5253-8243

FAX：03-5253-1544

営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について

建設工事においては、現場への指示等(工事受注者に対する発注者の指示又は承諾)の遅れが手待ちを生じさせ、生産性を低下させる大きな要因となる。また、営繕工事では、現場への指示等に先立ち、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整が必要となる場合が多い。

そこで、現場への指示等を適時に行うことができるよう、遅滞ない設計意図伝達などの既の実施している取組を含め、工事の各工程における関係者間調整を円滑化するために発注者として実施する事項を下記のとおり取りまとめた。

今後発注手続きを開始する営繕工事の実施に当たっては、公共建築工事標準仕様書等の関連する基準等の規定によるほか、下記により、関係者間調整を円滑化し、現場への指示等を適時に行うよう努めるとともに、工事受注者等が関係者間調整に係る業務の平準化を図ることが可能となるよう、余裕期間制度の更なる活用に努め、生産性向上に取り組むこととする。

記

1. 施工段階における関係者間調整の円滑化のために実施する事項

(1) 遅滞ない設計意図伝達

関係者間調整を円滑化するためには、設計意図を遅滞なく設計者から工事受注者等に伝達することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託において、検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守することなどを契約事項とすることにより、施工段階において遅滞なく設計意図を伝達することができるよう努める。

(2) 納まり等の調整の効率化

営繕工事においては、施工図等の作成に際し、施工上密接に関連する工事間で納まり等の調整を行うことを工事受注者に求めている。関係者間調整を円滑化するためには、この納まり等の調整が効率的に実施される必要があり、例えば次の①又は②のような各種ツールを活用した取組を促進する。

① 納まり等の調整用図面作成の効率化

工事受注者が納まり等の調整を行うに当たって、施工上密接に関連する各工事の情報を一元化した調整用の図面を作成する場合は、使用する表示記号についてのル

ール作成等において、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」((公社)日本建築士会連合会)を参照してもらうことなどにより、図面作成の効率化が図られるよう努める。

② BIMの活用促進

「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」(平成26年3月19日付け国営施第15号)において、工事受注者は自らの判断等によりBIM(Building Information Modeling)を導入して、納まり等の調整等の技術的検討を行うことができることとされている。その際、利用目的に応じてBIMモデルの詳細度についての関係者間での確認が必要とされている。

そこで、受注者がBIMを導入する場合は、関係者間での確認が円滑に行われるよう調整等を行い、BIMの活用促進が図られるよう努める。また、BIMモデル作成作業の効率化に資する電子データを工事受注者に提供するよう努める。

(3) 情報共有や検討等の迅速化

現場への指示等の内容の確定に当たって、関係者は設計意図を踏まえた納まり等の調整状況等についての情報を共有し、必要に応じて検討等を行うこととなる。このため、関係者間調整を円滑化するためには、関係者の情報共有や検討等を迅速化する必要がある。次の①及び②の取組を実施する。

① 関係者が一堂に会する会議の早期開催

工事全般に関する情報共有、質疑応答、懸案事項の調整・検討等を目的として、工期の始期日以降、速やかに関係者が一堂に会する会議を開催するとともに、会議を継続的かつ適切な頻度で開催するよう努める。

会議においては、関係者が検討すべき事項を抽出したうえで、各事項について期限や担当する関係者を定め、関係者で共有する。また、発注者が検討すべき事項については、遅滞なく検討を行うとともに、他の関係者が検討すべき事項については、検討状況を把握し、遅滞なく検討が行われるよう調整する。

なお、会議は常に関係者が一堂に会する必要はなく、分野毎に必要な関係者のみに参加を求めるなど、開催時期や目的に応じて適切に参加者を設定する。

② 情報共有システムの活用促進

情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について」(平成26年3月31日付け国営整第247号)等に基づき、情報共有システムの活用の効果が期待できることなどが確認された工事においては、情報共有システムの活用を契約事項とするほか、それ以外の工事においても、工事受注者が情報共有システムの活用を提案した場合は積極的に採用する。

2. 関係者間調整に係る工事受注者等の業務の平準化のために実施する事項

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国営計第75号ほか)において、余裕期間制度について、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用することとされている。これを受けて、営繕工事においても余裕期間制度を活用しているところである。

余裕期間を設定することで、必要に応じて工事受注者等が関係者間調整の準備をすることが可能となり、特に工事の初期段階において、関係者間調整に係る工事受注者等の業務の平準化に資すると考えられることから、余裕期間制度を更に積極的に活用するよう努める。

- 営繕工事の生産性向上に向けて、**現場への指示等※1**を適時に行えるよう、**工事の各工程における関係者間調整※2**を円滑化するために発注者として実施する事項を取りまとめた。
- **工事受注者等の業務平準化のため、余裕期間制度を更に積極的に活用**する(工事着手前に関係者間調整の準備が可能)。

※1: 施工者に対する発注者の指示または承諾、※2: 発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

■ 円滑化のための実施事項 ■

① 遅滞ない設計意図伝達※3

- ◇ 遅滞ない設計意図伝達を仕様書に明記
 - ・ 常に工事の工程を確認して業務を実施
 - ・ 検討、報告等の期限を遵守

② 納まり等の調整※4の効率化

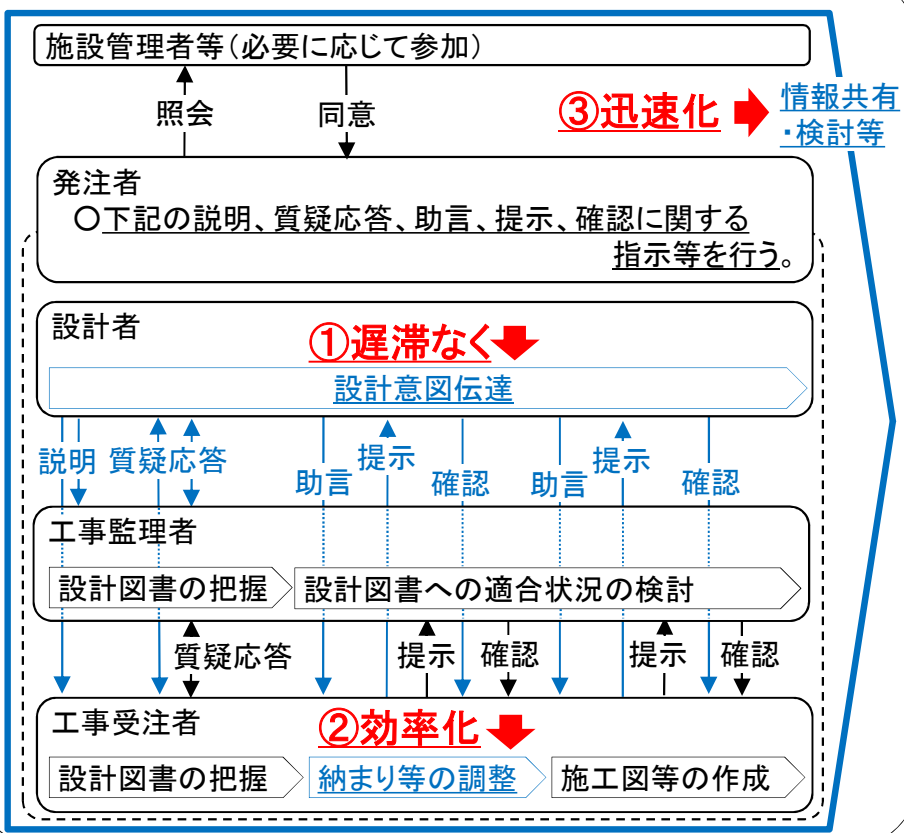
- ◇ 各種ツールを活用した取組の促進
 - ・ 納まり等の調整用図面を作成する場合、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」※5を参照
 - ・ BIM活用促進

③ 情報共有や検討等の迅速化

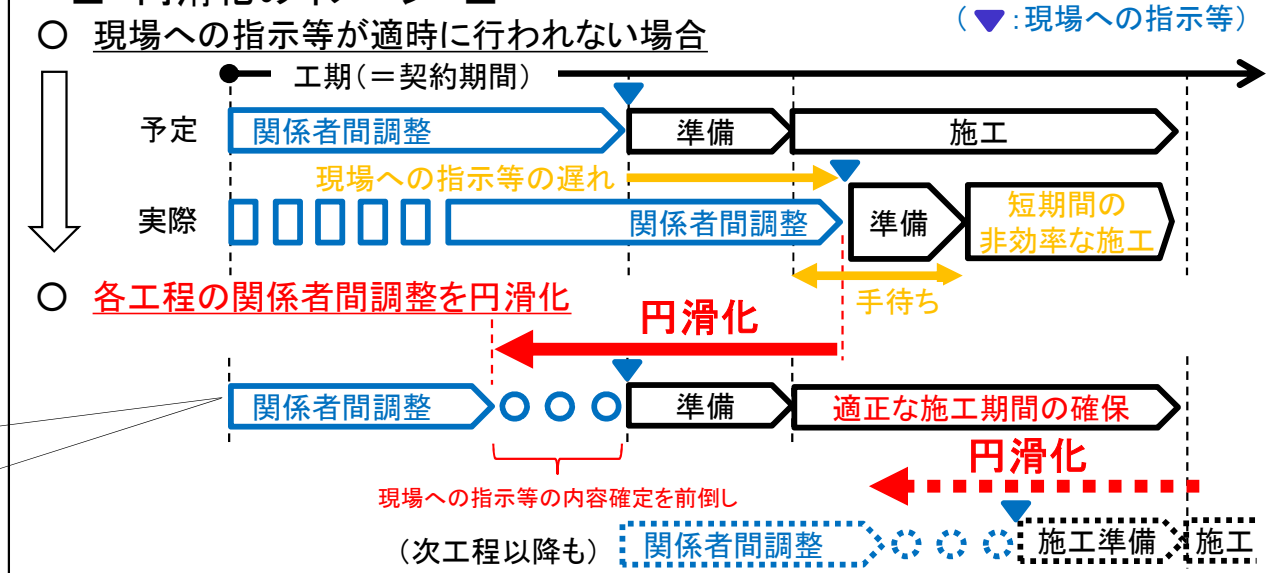
- ◇ 関係者が一堂に会する会議の早期開催
 - ・ 工期の始期日以降速やかに開催
 - ・ 検討事項について、期限や担当を共有
- ◇ 情報共有システムの活用促進

※3: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、材料・機材等の選定に関する検討・助言等、※4: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整、※5: (公社)日本建築士会連合会

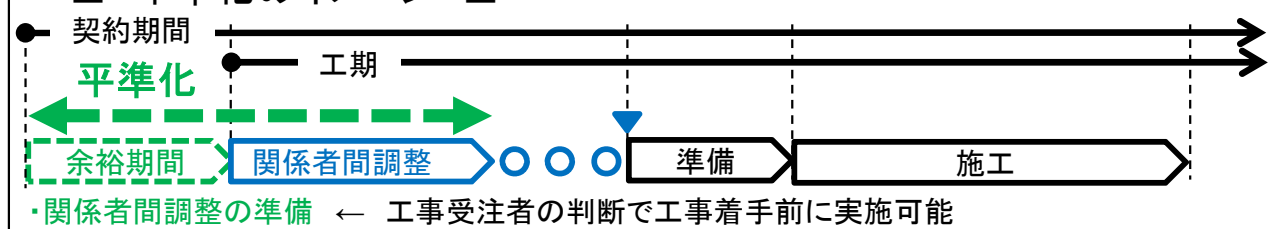
■ 関係者間調整のイメージ ■



■ 円滑化のイメージ ■



■ 平準化のイメージ ■



営繕工事における働き方改革の取組

(参考資料) ※平成29年9月公表資料に実施状況を追記

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

<建設業の働き方改革 今後の取組の方向性>

<営繕工事における取組>

(凡例：既往・継続の取組—青字 新たな取組—赤字)

① 適正な工期設定・施工時期の平準化

・時間外労働の上限規制に対応できるよう、週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進



○ 適正な工期設定

・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラム Ver. 2(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
 ・設備工事の適正な工期確保のため、概成工期(受電時期の目安)の設定、**建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用**

○ 週休2日の推進

H29.12～実施

・建築工事標準仕様書において週休2日を適用

・**原則、週2日現場閉所の試行とともに、週休2日工事をモニタリング**

○ 施工時期の平準化

H29.9～実施

・予算取得の国債化(適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用
 ・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化

② 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底



○ 予定価格の適正な設定

・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上

③ 生産性向上(i-Construction)

・工事現場における生産性向上を図る観点から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進



○ ICTの積極的な活用等

H30.1～改善(工事成績評定要領の運用改定)

・**BIM活用・施工合理化工法の施工者提案による採用**

・民間で進められている施工合理化工法の評価、標準化の検討

○ 書類の簡素化

・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定
 ・ICT活用などによる書類作成及び情報伝達の効率化方策の検討

○ 設計意図の的確な反映(建築固有の対応)

H29.10～実施

・**遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)のため伝達時期を遵守する旨を規定**

・**各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映するため、工事契約後に決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討**

④ ガイドラインの策定・周知

⑤ 不適正な工期への対応の強化

⑥ 民間発注者への支援等

⑦ フォローアップ

⇒ 省内対応に連動

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進



今回公表